

令和 年 月 日

「指定通所介護」「指定介護予防通所介護」重要事項説明書

当事業所は鹿児島県の指定を受けています

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・指定介護予防通所介護サービス事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要支援」「要介護」およびと認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2・3
5. [当事業所が提供するサービスと利用料金	3. 4. 5
6. 苦情の受け付けについて	5・6

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 タカクラ
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿屋市白崎町 18 番 26 号
- (3) 電話番号 0994 (44) 0579
- (4) 代表者氏名 代表取締役 末吉 順子
- (5) 設立年月 昭和 58年 8月

## 2.事業所の概要

- (1) 業所の種類 通所介護・介護予防通所介護…平成30年10月1日指定
- (2) 事業の目的 要介護及び予防介護状態にある利用者に対し、適正な通所介護を提供いたします。
- (3) 業所の名称 デイサービスいち・に・さん
- (4) 業所の所在地 鹿児島県鹿屋市田崎町2837番地7
- (5) 電話番号 0994(45)5050
- (6) 管理者 末吉 順子
- (7) ホームページ <https://www.takakura-123.com/>
- (8) 当事業所の運営方針
  - 公平・平等であること
  - 尊敬と感謝の気持ちで接する事
  - 安心安全であること
  - 良き提案者であること
  - 守秘義務の厳守
- (9) 開設年月 平成30年10月1日
- (10) 施設概要

利用定員	1日あたり23名
建物の構造	木造平屋建
建物の延べ面積	135.60㎡

## 3.事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 主に鹿屋市及び肝付郡肝付町(旧高山町地域)とする
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週日曜日休み
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分から午後16時20分

## 4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護通所サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ☆職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 基 準
管 理 者	1 名

介護職員	3名以上
生活相談員	2名以上
機能訓練指導員 兼務 看護職員	1名以上

## 5. 当事業所が提供するサービスと基本料金

当事業所では、ご利用者に対して以下、サービスを提供します。

### (1) 生活指導等

集団生活を通じての利用者への生活指導、健康及び生活相談並びに利用者が趣味を通じて生きがいを持つよう各種サークルの開設を行います。

### (2) 機能訓練（日常動作訓練）

日常生活上の機能の維持及び低下を防止するため、個々のケースに合わせた個人訓練及び軽運動、趣味活動の集団訓練を行います。

### (3) 健康増進・健康チェック

血圧測定、体温測定及び問診その他定期的に体重測定などの健康チェックを行い、身体健康状態によっては養生のプログラム化を図ります。

### (4) 入浴サービス

一般浴の他介助の必要な利用者については、介助浴を行います。

### (5) 給食サービス

利用者に昼食提供を行います。

### (6) 送迎

通常の実施地域のみ送迎を行います。

### (6) 排泄

随時、排泄介助をいたします。（おむつ利用の方は、ご持参下さい）

## サービス利用料金 {通所介護事業及び介護予防通所介護}

下記の料金表によって、ご利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

- \* ご契約者がまだ認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から、払い

戻されます・(償還払い)。またサービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。その場合ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\* 介護報酬改定(令和6年4月1日)に伴い

{通所介護事業}(1回につき) ※表は1割負担の場合

基本料金は、7時間以上8時間未満の場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料	658円	777円	900円	1023円	1148円
食事代	550円(1回につき)				
入浴加算	40円(1日)				
合計	1148円	1267円	1390円	1513円	1638円
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬改定(令和6年6月1日)に伴い 介護報酬総単位数×9.2%				
サービス提供加算II	18単位/日				

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

[介護予防通所介護事業](1カ月につき) ※表は1割負担の場合

介護度	要支援 1	要支援 2
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額定額 1798円</li> <li>・1週間当たりの回数が定められていない場合 1回あたり436円</li> <li>・月途中で①要介護から要支援になった場合、②要支援から要介護になった場合、③要支援度が変更になった場合、④入院し、同月中に利用再開しなかった場合、1日につき59円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額定額 3621円</li> <li>・1週間当たりの回数が定められていない場合 1回あたり447円</li> <li>・月途中で①要介護から要支援になった場合、②要支援から要介護になった場合、③要支援度が変更になった場合、④入院し、同月中に利用再開しなかった場合、1日につき119円</li> </ul>
食事代	550円(1回につき)	
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬改定(令和6年6月1日)に伴い 介護報酬総単位数×9.2%	
サービス提供加算II	72単位/日	144単位/日

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

料金: 1回 550円

## ② レクリエーション、クラブ活動

ご利用の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等は無料です。

## ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・ おむつ代

(注) 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算支、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、窓口への現金支払い

イ、下記指定口座への振り込み

鹿児島銀行 寿支店 普通預金 3090241

名 義 有限会社 タクラ いち・に・さん

## (4) 利用の中止・変更・追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時に提示して協議します。

## 6. 事故発生時の対応について

当施設は、ご利用者に対する通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、県、ご利用者のご家族等に連絡をおこないます。

## 7. 守秘義務

事業者および職員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由（サービス提供者会議等において必要な場合など）なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合等は、医療機関等に情報の提供をする場合があります。またご利用者が当事業所から離れた場合や担当介護員の離職した場合後も守秘義務は守られます。

## 8. 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 末吉 順子

【代表電話・携帯電話】

0994（45）5050 携帯090-1979-8235（末吉）

受付時間 月、火、水、金、土 時間 8時30分～17時30分（緊急時は末吉携帯・随時）

市窓口 0994（43）2111・・・鹿屋市・福祉課

居宅介護支援事業所・・・担当のケアマネージャー

国保連・苦情窓口 099（213）5122にも相談できます。

## 9. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状ならび様態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

※病院受診の付き添いや救急車に同乗した場合、3500円を請求させていただきます。

## 10. 損害賠償

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 11. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともにその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 12. 利用者の尊厳について

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者に教育します。

### 13. 虐待防止の為の措置

虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1、虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- 2、虐待の防止の為の指針を整備する。
- 3、従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催する。そのために研修

計画を定める。

4、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

#### 1.4. 非常災害対策

- 1、非常災害や感染症の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2、事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練、委員会を定期的に行う。
- 3、その他災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。
- 4、管理者は、防火管理責任者を選出する。
- 5、防火管理者は火気・消防についての訓練・点検を定期的に行う。

#### 1.5. 重要事項の閲覧について

この重要事項については、ホームページ及び事業所受付にて閲覧できます。

#### 1.6. 写真・動画に係わる同意書

- ・当事業所における催し物等での写真撮影およびビデオ撮影した画像を事業所が発行する広報誌やホームページ等に使用させていただきます。
- ・利用者の褥瘡や皮膚等を、事業所や医療機関間での情報共有や経過観察のために写真撮影をさせていただきます。

同意する

同意しない

通所介護のサービスの提供に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

説明者 デイサービスいち・に・さん

令和 6年 5月 31日 氏名 末吉 順子 印

私は、本書面に基つき事業所からの説明を受け通所介護サービスの提供開始に、同意しました。

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印